省　令

○農林水産省令第三十号

植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第五条の二第一項、第六条第二項、第七条第一項第一号及び第十六条の六の規定に基づき、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年六月二十三日

農林水産大臣　小泉進次郎

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
別表一（第三条関係）	別表一（第三条関係）
第一　（略）	第一　（略）
第二　有害植物	第二　有害植物
一　まん延した場合に有用な植物に損害を与えるおそれがあることが明らかである有害植物	一　まん延した場合に有用な植物に損害を与えるおそれがあることが明らかである有害植物
(一)　（略）　（略）	(一)　（略）　（略）
(二)　細菌　*Acidovorax citrulli*（スイカ果実汚斑細菌病菌）　（略）	(二)　細菌　*Acidovorax avenae* subsp. *citrulli*（スイカ果実汚斑細菌病菌）　（略）
(三)・(四)　（略）　（略）	(三)・(四)　（略）　（略）
二　（略）	二　（略）

別表一の二（第五条の二関係）

地域	植物又は指定物品	基準
一　（略）	（略）	（略）
二　（略）	あさ、アトリプレクス・ロセア、アルファルファ、えぞすずしろもどき、エルカ・ウェシカリア、おらんだふうろ、からたち、ギリア・ミヌティフロラ、クリサンテムム・マクシムム、こしながわはぎ、サルソラ・ペスティフェル、シシンブリウム・イリオ、シトロフォーチュネラ・ミクロカルパ、すべりひゆもどき、せいようわさび、だいこん、だいこんもどき、たまねぎ、ティデストロミア・ラヌギノ	（略）

別表一の二（第五条の二関係）

地域	植物又は指定物品	基準
一　（略）	（略）	（略）
二　（略）	アトリプレックス・ロセア、アルファルファ、えぞすずしろもどき、エルカ・ウェシカリア、おらんだふうろ、からたち、ギリア・ミヌティフロラ、クリサンテムム・マクシムム、こしながわはぎ、サルソラ・ペスティフェル、シシンブリウム・イリオ、シトロフォーチュネラ・ミクロカルパ、すべりひゆもどき、せいようわさび、だいこん、だいこんもどき、たまねぎ、ティデストロミア・ラヌギノ	（略）